

- 年末年始の大雪に備え、最新の気象情報や交通情報等に留意するとともに、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保に万全を期していただくこと。
- 冬用タイヤの確認に当たっては、摩耗劣化の状況等について（要すれば、日本自動車タイヤ協会のチラシを参考に）確認すること。
- 冬用タイヤの未装着又は劣化したタイヤにより道路上で車両が立ち往生した場合、その車両に関する情報が道路部局から本省自動車局が提供され、自動車局・運輸局からその車両の事業者に対して指導を行う場合があること。
- 上記の場合において悪質な事例については、監査で事実関係を確認した上で、異常気象時等における措置が不十分であるとして行政処分の対象になる場合があること。

【参照条文】

○貨物自動車運送事業輸送安全規則

（異常気象時等における措置）

第十一条 貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。